

◎共済会へお問合せ頂くよくある質問について
—退職金給付事業—

Q1 退職金はいくらですか

A 個人情報開示請求にて退職金のシミュレーションをさせて頂いております。個人情報保護の観点から、お電話やメールでのお答えは控えております。通年個人情報開示をさせて頂いております。個人情報開示請求書は、「共済会ホームページ → トップページ → 個人情報保護について → 個人情報開示等のお手続きについて」にあります。

Q2 退職金はいつ給付されますか

A 退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1か月～1か月半ほどお時間を頂戴しております。退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日が起点になりますのでご注意ください。

Q3 次の職場も共済会を利用していますが、今の会員番号で異動できますか

A 掛金の途切れる月がなく、**変更前施設・変更後施設の双方の法人の承諾を得ることにより可能**となります。その際は、「施設変更届(継続)」をご提出ください。脱退届の作成はしないでください。また、会員情報は、変更前施設および変更後施設に開示されます。

Q4 妊娠に伴い、共済会を休職しますが、いつから休職になりますか

A 共済契約規程第19条第3項に該当する場合は、休職届を提出することになっていますが、労働協約または就業規則等で会員の利益を優先し、休職期間も退職金計算に含むような場合は、その限りではありません。つきましては各法人様の取扱をご確認ください。休職にする場合は、「休職復職届」をご提出ください。

—福利厚生事業—

Q5 一般給付金請求の添付書類は原本でないといけませんか

A すべてコピー(複写)で結構です。

Q6 一般給付金・人間ドック利用助成金申請書の「本件に該当する日(期間)」はいつを書けばいいですか

A 結婚→婚姻日 出産→出産日 死亡→死亡日 入学→4月1日 人間ドック→受診日 傷病→期間欠勤日初日～欠勤日の最終日(復職日の前日) ※傷病見舞金は()内に記入。

Q7 結婚祝金の証明書類で、民間企業発行の記念用婚姻書類は代用できますか

A 代用することはできません。婚姻届受理証明等、公的機関発行の入籍日の記載のあるものでお願いします。

Q8 一般給付金の口座名義についてですが、結婚祝金時、旧姓・新姓どちらで記載すればいいでしょうか

A 一般給付金は月末締めの中旬頃の給付となります。給付の際に振込が出来る口座名義を記載してください。申請時に旧姓で記載され、給付日までに口座名義を変更して振り込みが出来ないケースがあります。請求から給付日までに口座名義を変更した場合は、共済会まで訂正の連絡をお願いいたします。別途、「届出事項訂正変更届」で会員氏名変更のお手続きも行ってください。

Q9 出産後育児休業を取得するのですが、出産祝金の請求はいつすればよいですか

A 育児休業の有無にかかわらず、**お子様が1歳になる前日までにご請求ください。** 出産祝金を含む一般給付金請求には時効がございます。給付事由が発生してから1年間となっておりますのでご注意ください。

Q10 傷病見舞金の欠勤期間は有給休暇は入りますか

A 入ります。欠勤期間は、実際に勤務できなかった(勤務しなかった)期間となります。従いまして、出勤しなかった連続した期間(公休・有給・欠勤扱い・休職命令による休職・業務上の傷病による休業等)が、傷病見舞金請求における欠勤期間となります。添付書類の出勤簿やタイムカードは、休み始めた部分から復職した事がわかる部分までの全てをコピーしてください。

Q11 傷病見舞金の上限日数(180日以上)を休んだ場合、事業所に復職していなくても傷病見舞金を請求できますか

A 傷病見舞金のご請求は、復職後に行ってください。傷病見舞金給付規程では、同一傷病への給付を1年間制限しているためです。(復職後1年間は同一疾病でのご請求はできません。) なお、時効に関しては、復職後から1年間となります。

Q12 傷病見舞金は、復職せずに退職する場合も対象となりますか

A 対象となります。継続してお休みされた日から退職日までの期間を対象としております。なお、この場合の時効に関しては、退職日から1年間となります。

Q13 死亡弔慰金の添付書類のひとつに、請求者との関係を証する書類(続柄)がありますが、戸籍関係以外に死亡診断書の左部分の死亡届でも代用できるのですか

A 代用することはできません。戸籍謄本・抄本等、公的機関発行の証明書が必要です。

Q14 入学祝金の添付書類で、生徒手帳(学生証)のコピーは代用できますか

A 構いません。ただし、必要事項が記載されているかご確認ください。必要事項は子の氏名・学年または子の生年月日・学校発行の記載・発行日です。

Q15 人間ドック利用助成金の添付書類の領収証はどのような記載があればよいですか

A 宛名は会員様の氏名であること。但し書きには、検査内容の記載があることです。例えば、付加健診として・オプションとして、胃カメラ差額等です。検査内容の記載が無かったり、一般健診としてという記載では対象外となります。

Q16 人間ドック利用助成金で診療・診察は助成の対象となりますか

A 診療・診察(医療費)保険適用の検査などは対象となりません。

